

令和2年度 第1回 大河原地区教科用図書採択地区協議会公聴会 会議録

- ・開催日時 令和2年6月22日（月） 午後2時00分～午後3時10分
- ・開催場所 角田市役所東庁舎 3階 301会議室
- ・出席者 採択地区委員長、副委員長、委員19名、事務局3名
- ・用務の概要及び経過

1. 公聴会開会 司会（事務局 我妻係長）

次第に沿って開催、採択地区協議会委員長から、加藤満様へ委嘱状を交付。（加藤満様以外は机上に配付）

佐山協議会委員長があいさつで、教科用図書の採択制度、趣旨そして公聴会の任務等について説明を行った。

その後、暫時、佐山採択地区協議会委員長が座長となり、公聴会委員長の選出に入った。事務局 森課長補佐より、要綱第4条により選出方法について説明した後、委員にお諮りし意見が無い為、事務局より角田市の永井委員を推薦し、承認された。副委員長については、要綱に則って永井公聴会委員長が川崎町の眞壁委員を指名し承認された。

次に、各委員、事務局、副委員長より自己紹介が行われた。

2. 協議開始

これより永井公聴会委員長が議事を進行した。

(1)大河原地区教科用図書採択地区協議会及び採択の仕組みについて、(2)教科用図書採択における公正確保の徹底等について、(3)令和3年度使用教科用図書の採択事務処理について資料により事務局 森課長補佐から説明した。

その後、永井委員長より各協議事項について、質問はないか委員に問うたところ、以下の質問があった。

永井委員長：最終的に各市町から希望する教科書が上がってくると思うのですが、最終的には2市7町で同一教科書を採択するとなると最終的な採択はどういう形で行われるのですか。

森課長補佐：最終的な採択というのは次の(4)にも関連しますが、31ページの日程をご覧ください。7月10日に第2回採択地区協議会があります。これは2市7町の教育委員会の教育長が集まり、各市町から出てきた採択希望の教科書、専門員会での答申、公聴会の意見をもとに、教科用図書採択地区協議会としてどれが適正かを決めることになります。

永井委員長：総合的な話し合いで決めるのですか。

森課長補佐：お見込みのとおり。

永井委員長：点数で決めるというようなやり方ですか。

森課長補佐：違います。教育長同士の話し合いで決めます。

(4) 令和3年度使用教科用図書採択事務日程等について、資料をもとに事務局森課長補佐より説明を行った。説明後、永井委員長より各協議事項について、質問はないか委員に問うた。質問なし。

(5) 令和3年度使用教科用図書の採択基準について、資料をもとに事務局森課長補佐より説明を行った。説明後、永井委員長より各協議事項について、質問はないか委員に問うた。質問なし。

佐山委員長：ここに書いてある教科用図書と教科書は同じものですので悩まないでください。言葉の違いだけで全く同じものです。

(6) 令和2年度教科用図書採択地区協議会専門員答申について、資料をもとに事務局森課長補佐より各教科の調査結果の報告を行った。説明後、永井委員長より各協議事項について、質問はないか委員に問うたところ、以下の質問があった。

眞壁委員：答申資料の順位付けはどういった形の順位なのか。我々としてはどう見たらよいのか参考までにお伺いします。それと公聴会で我々が意見を述べる際にはこの専門員会資料がすべてで黙っていれば1位のもものが選ばれるという考えでよろしいでしょうか。

森課長補佐：答申資料の順位付けについては教科の専門員会ごとにどの教科書が適切かということで選んだ順位で話し合いの中で選んだのではないかと思います。ただ、私も調査に入っているわけではないのでどうやって順位付けしたかは詳細にはわからない。

半沢副委員長：今事務局が説明したとおりですが、大河原教育事務所に各教科の専門の方を選定していただき、その方にお集まりいただいて現物を見ていただき、それが大河原地区の子供たちに良いのかということで順位を決めてもらいました。順位がなく、すべて良いとなると参考の資料にならないので何年か前から1位2位3位を決めてもらっています。したがって、1位と2位の差がどのくらいあるのかについては資料を読んで判定する以外はありません。ただ、基本的に教科書は文科省の検定を通過しています。だから大きな違いはないだろうと思っております。それから、専門員が決めたことをそのまま決まるかということとまったく、そんなことはありません。一つの参考でありまして、先ほどの事務局からの説明の通り各市町教育委員会で各教科ごとに採択の希望を協議会に提出します。協議会の方で調整したうえで決定するということですから、専門員会のもものがイコールすべてこの通りになるかどうかは全く分からないということになります。毎年の例からいうと違っております。例えばA市とB町は全く同じかということとそんなことはありません。調整が一定程度かかると思います。

庄司委員：例えば、国語数学理科と学年で教科用図書が出ている教科があるが、来年

度の1年生は良いと思うが、今の中学1年2年は現在使っている発行者から教科書を変えることによって継続性が損なわれる可能性もあると思うのですが、その辺どのようにとらえればよいでしょうか。

半沢副委員長：令和3年度の教科書についてはすべて変わります。1年も2年も3年も同一教科書会社ということになります。継続性については、来年度は中学校の学習指導要領全面実施の初年度になります。各学校で必要な移行措置を行っていると思いますのでいわゆる現行の指導要領の継続性というのはあまり・・・ただ、小学校も今年度1年から6年まで、もし仮にA社からB社に変わったとしてもすべて変わるという形です。

加藤委員：教科書こういう風に見て悪いのかもしれませんが、全国的にどこで出版しているものが、一番使われているかというのがあると思うのですが、大河原地区においても大きな出版社から小さな出版社までである中で全体的な傾向として大きな出版社のものが選ばれるとか、小さい出版社が選ばれるとか、そういう傾向が何かあるのでしょうか。

森課長補佐：手続き的に調査研究して、各市町からの希望資料を基に選んでおりますので、その中で大きな出版社になるとか小さな出版社が選定されるということはあるかもしれませんが、大きな出版社だから選ぶとかということではないと思っております。

永井委員長：参考までに現行の教科書会社がどこなのかは書いてありますか。

森課長補佐：現行のものは用意しておりませんので資料を持ってきたいと思っております。

(7) 令和3年度使用教科用図書の採択についての意見書の提出について、事務局森課長補佐より説明を行い、第2回公聴会で各委員会から意見をいただくこととした。第2回公聴会を欠席される委員については、前日までに意見書を事務局へ届けていただくこととした。

片山委員：意見書は第2回当日まで持ってこればよいということか。

森課長補佐：その通りです。当日持参でお願いします。

関谷委員：意見書についてパソコンで作成して提出して良いか。

森課長補佐：項目等変わらなければ問題ありません。もちろん手書きでも結構です。

眞壁委員：各自の意見書は最終的にどのような形になるのか。

森課長補佐：最終的に項目ごとに名前を記入せず、まとめて項目ごとに清書をさせていただきます、各市町に送ることになります。来週の公聴会ではお一人おひとりからご意見を伺うこととなりますのでよろしくをお願いします。

(8) その他として、事務局森課長補佐より、7月22日まで「非公開」であるため、資料の取扱いに注意いただきたいこと、配布している資料について本日持ち帰っていただくが、第2回の際に返却いただくことを説明した。会場後方に参考資料として教

科書見本を展示しているので、会議終了後、閲覧いただくよう案内した。

また現在使用している教科書について口頭で示した。

3. 公聴会閉会

協議会副委員長 白石市半沢教育長よりあいさつ

長時間にわたり制度的に複雑な教科書制度について説明を聞いていただきありがとうございました。ぜひ、専門員が選んだ内容について教科書展示しておりますので見比べていただければと思います。自分たちの子供たちにとって良いかという観点で選んでいます。本日渡した資料についても守秘義務がかかっております。教科書会社の立場からすると採択されるかされないかは大きいことです。0か100かです。委員の皆さんも戸惑うことが多いかと思いますが、公表が7月22日以降ということになりますので周りの方も含めて目に触れることが無いようご協力をお願いします。採択がしっかり決まりましたら透明性を確保するために原則公表ということになります。期間がないところですが、みなさんそれぞれのお立場でご意見をお寄せいただければと思います。本日はありがとうございました。

会議終了後、会場に展示した教科書を閲覧していただいた。午後4時会場を閉鎖した。